

【重要事項説明書】

修理費用保険（スマホ画面破損修理費用補償特約 II型付き）のご説明（保険契約概要）

レスキュー損害保険株式会社

- 「保険付きガラスフィルム」のご契約に際して、特にご確認いただきたい事項をこの「保険契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 「保険付きガラスフィルム」は、株式会社NTTドコモを保険契約者とし、保険付きガラスフィルムを購入のうえ、契約者の提供する『smart あんしん補償』にご加入いただいている皆さまを被保険者（保険の補償を受けられる方）とした保険契約となります。『smart あんしん補償』を解約された場合は、解約日をもって被保険者ではなくなります。保険の補償は保険付きガラスフィルム購入日以降において、保険契約者が指定する日の午前0時に始まり、購入日の12か月後の同一日付の前日の24時に終わります。詳細は、契約者の提供する保険付帯証をご確認ください。
- 本書面は保険契約の概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましては、レスキュー損害保険株式会社の保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては同社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承下さい。なお、保険内容についてご不明な点につきましては、同社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

1. 商品の仕組み

修理費用保険（スマホ画面破損修理費用補償特約 II型付き）とは、偶然な事由（注1）によって、携帯端末（注2）が使用不能（携帯端末を使用できない状態をいいます。）となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度として保険金をお支払いする保険商品です。

（注1） 画面破損が補償対象となります。

（注2） 所有または使用するスマートフォンで、弊社が指定するガラスフィルムを画面に貼り付けたものをいいます。

2. 補償内容

(1) 保険金をお支払いする場合

画面破損によって携帯端末が使用不能となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して、損害保険金を支払います。

(2) お支払いする保険金の額

保険金額（1万円）を限度として次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

① 携帯端末が修理可能な場合

修理費用＝上限1万円

② 携帯端末が修理不能な場合

損害保険金（1万円）

別途購入した携帯端末の代金ではありません。

*修理可能とは、携帯端末をメーカー等で修理した状態をいいます。修理により同等品と交換した場合も含まれます。

*修理不能とは、携帯端末の内部基盤が修復不能な状態のため、携帯端末のメーカー等（注1）での修理が不可能（注2）で、被保険者が別途携帯端末を購入した状態をいいます。

（注1）携帯端末の製造業者、販売業者及び修理業者をいいます。

（注2）携帯端末のメーカー等が携帯端末の状態を確認した結果、修理が不可能と判断し、修理を行わなかった状態をいいます。

★ (3) 保険金のお支払い回数

保険金のお支払い回数は保険責任期間中に1回のみとなります。

★ (4) 保険金をお支払いできない主な場合

下記のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失。
- ② 被保険者と同居の親族の故意または携帯端末を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限る。
- ③ 不具合が補償期間外に発生した場合。
- ④ 地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。
- ⑤ 火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。
- ⑥ 公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害の場合。
- ⑧ 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。（初期不良を含む。）
- ⑨ 携帯端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として

回収または修理を行った場合における回収の原因または修理の対象となる事由。

- ⑩ すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、携帯端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
- ⑪ 携帯端末を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。
- ⑫ 詐欺、横領によって生じた損害。
- ⑬ 自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害。
- ⑭ 日本国外で発生した事故による損害。
- ⑮ 携帯端末が画面破損した場合において、被保険者が、携帯端末のメーカー等が発行する書類を、保険会社に提出しない場合。
- ⑯ 携帯端末のメーカー等が発行する書類をもとに、保険会社が「修理可能」と判定したにもかかわらず、被保険者が携帯端末を修理しなかった場合。
- ⑰ 携帯端末のメーカー等が発行する書類をもとに、保険会社が「修理不能」と判定したにもかかわらず、被保険者が別途携帯端末を購入しなかった場合。

下記のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

- ① 携帯端末のメーカー等による携帯端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、携帯端末の状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害。
- ② 携帯端末にかかった、修理費用以外の費用による損害。（見積り取得に関する費用、送料、Apple エクスプレス交換サービス利用料など。）

3. 保険責任期間

被保険者毎に保険責任を負う期間は、保険付きガラスフィルム購入日以降において、保険契約者が指定する日の午前0時に始まり、購入日の12か月後の同一日付の前日の24時に終わります。

4. お引受条件

当保険は保険付きガラスフィルムに自動付帯となります。保険証券は発行いたしておりません。

5. 解約および解約返戻金の有無について

当保険は保険付きガラスフィルムに自動付帯のため、保険契約のみの解約はできません。保険契約の解約払戻金はございません。

6. 保険料および保険料の払込みについて

保険料は保険契約者（株式会社 NTT ドコモ）が保険会社へ支払います。

7. 満期返戻金、契約者配当金

この保険には満期返戻金及び契約者配当金はありません。

8. 付帯する特約

スマホ画面破損修理費用補償特約 II 型、保険料月払特約、包括契約に関する特約、が付帯されます。

【重要事項説明書】

修理費用保険（スマホ画面破損修理費用補償特約 II型付き）のご説明（注意喚起情報）

- 「保険付きガラスフィルム」の保険契約に際してお客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。実際のお支払いの可否など詳細につきましては、株式会社 NTT ドコモと締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては弊社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承下さい。また、ご不明な点につきましては、弊社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけておりますので、必ずご確認ください。

1. 保険責任期間の始期と終期

被保険者毎に保険責任を負う期間は、保険付きガラスフィルム購入日以降において、保険契約者が指定する日の午前0時に始まり、購入日の12か月後の同一日付の前日の24時に終わります。

2. 免責事由等

- ★（1）「修理費用保険（スマホ画面）のご説明（契約概要）」の「2.（4）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。被保険者が修理費用を負担した場合であっても、「2.（4）保険金をお支払いできない主な場合」に該当すると保険金をお支払いできませんので、修理を行う前に「2.（4）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

3. 損害保険会社破綻時の取扱い

- ★万一保険会社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

4. 事故が起こったときの手続きおよび注意点

- （1）保険金請求方法は、保険付きガラスフィルム購入時に同梱されている『保険付きガラスフィルム保険付帯証』または
(https://www.rescue-sonpo.jp/glass_hokenkin_index.php) をご確認ください。

(2) 被保険者が携帯端末のメーカー等へ携帯端末の修理依頼を行ってください。

★(3) 保険金のご請求にあたっては、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

【修理可能であった場合】

- ① 保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ② 修理領収証、修理見積書、修理完了報告書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理した事実を証明できるもの
- ③ 有償修理した際の領収書、対象端末に代わる同等品へ有償交換したことが証明できるもの
- ④ その他保険会社が求めた書類、写真

【修理不能であった場合】

- ① 保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ② 修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理不能であることを証明できるもの
- ③ 機種変更・新規購入した際の領収書、対象端末に代わる端末を機種変更・新規購入したことが証明できるもの
- ④ その他保険会社が求めた書類、写真

★(4) 保険金請求については時効(3年)がありますので、ご注意ください。

5. クーリングオフ(契約申し込みの撤回等について)

★保険契約者が法人のため、クーリングオフのお申出を受付けることはできません。

6. 補償重複について

★携帯端末を補償する他の保険契約や携帯端末のメーカー等が実施する保証サービスに重複加入し、他の保険契約や保証サービスを利用した場合は、他の保険契約や保証サービス適用後の被保険者負担分が補償されます。

7. レスキュー損害保険株式会社の個人情報のお取り扱いについて

弊社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. お客様に関する情報の利用目的について

お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。

- ①保険契約の引受、管理
- ②適正な保険金の支払い
- ③弊社が有する債権の回収

など

3. お客様に関する情報の外部への提供について

弊社は、個人情報について利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合

②適正な保険金支払のために保険事故の関係者

（修理業者、保険事故の当事者等）関係先に提供する場合 など

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては弊社ホームページ (<https://www.rescue-sonpo.jp/>) をご覧いただくか、下記お問合せ窓口までお問い合わせください。

【お問合せ窓口】

住所：東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階

連絡先：レスキュー損害保険株式会社 業務部 mobile@rescue-sonpo.jp

8. 指定紛争解決機関について

弊社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただけます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号：0570-022808（ナビダイヤル）

受付時間：9：15～17：00（月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く））

IP電話からは、03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

【保険会社への相談・苦情・連絡窓口】

住所：東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階

担当部署：レスキュー損害保険株式会社 業務部 mobile@rescue-sonpo.jp

以上

RC02-045(2) 2026.02